

令和7年度 第1回武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会
議事録

日 時：令和7年6月23日(月)10時～11時35分

会 場：武蔵野総合体育館 大会議室

参 加 者：(委員) 後藤会長、久保田副会長、照井委員、野村委員、松丘委員、
松田委員、中川委員、篠宮委員、大久保委員、馬庭委員、浅見委員、
山崎委員、加藤委員
(事務局)(市) 山田健康福祉部長、福山地域支援課長、深見課長補佐、
宇田川主事
(福祉公社) 小島理事長、藤本常務理事、堀田権利擁護課長、
高橋権利擁護センター長、定作

- 1 開会
 - 2 会長挨拶(省略)
 - 3 委員自己紹介、事務局紹介(省略)
 - 4 議題・報告
- (1) 令和7年度 武蔵野市成年後見利用支援センター 事業計画
(2) 市民講演会の日程及び内容について

○事務局説明(資料2、資料3)
(省略)

○資料3「こだまネット」事業、「リーガルサポート東京」事業について、出席委員より説明(省略)

【委員】

資料3について、各団体の予定を並べると、同じようなテーマが立て込んでいます。
市民はどれに出れば良いのか、戸惑うこともあるかと思います。
全体を俯瞰できるよう今後調整をして、案内やPRの方法が工夫できると良いと思います。

(3) 学習会・相談会について

○事務局説明(資料3、資料4)

(省略)

【会長】

学習会・相談会について、学習会の時間を1時間半に拡大することはよろしいでしょうか。
内容について、テーマをある程度絞って議論するのか、あるいは事例の紹介をするのか、専門職のそれぞれの職種の特徴がお話の中で出ると良いと思いますが、いかがですか。

【委員】

私は前回、最後の総括で話をする予定でしたが、時間がなくなってしまいました。時間があれば、各専門職の自己紹介から事例紹介ができ、特徴が出るかと思います。また、毎回思うのですが、高齢者向けの支援と知的障害者向けの支援は違うので、テーマを決めて深掘りするのであればどちらか決めて、両方扱うのはやめたほうが良いと思います。

【委員】

前回私は事例を2つ紹介しましたが、時間切れになり1例に絞ったほうが良いかとも思っていたので、時間を増やすのは良いと思います。

それから、今回は主に事例紹介で進めました。私は、どちらかというと高齢者のほうが専門ですが、今回は障害者の事例も紹介しました。私としては、専門以外にもいろいろと学べたら良いし、逆に障害の専門の方は、高齢者を知りたいと思っていらっしゃる方も多いのかと思いました。

【委員】

話が長くなり、間延びした印象はあるので、ポイントを絞ってできたらと思います。

テーマについて、意思決定支援をクローズアップしたら、という話がありましたが、それも良いと考えています。

【事務局】

「学習会・相談会」ですので、個別の相談を希望されて申込まれる傾向が強いと思います。

そして「高齢者の認知症」と「障害者の親なき後」について、過去、どちらかに絞って開催したこともあるのですが、アンケートでは、必ずもう片方の事例が聞きたかったという意見が出るので、両方に触れるために1時間半の時間をいただきたい、というのが1点です。

それから、前回のアンケートでは、事例がたくさん出たのが良かったという声が多かったので、高齢者と障害者の両方の事例を紹介し、それに対して各専門職の委員からのコメントをいただくと良いと思います。

それから「成年後見制度の利用促進」がテーマなので、前回の導入の部分は、参加者に共通する事項としてわかりやすかったと思いますので、導入として制度の概要などを紹介し、

高齢者、障害者について各専門職の委員から発表をしていただきたいですが、どれぐらいの時間が適当か、ご意見をいただければと思います。

【委員】

事例は身近に思えるし、周囲を見て、こういう人もお願いできると確認できるから、とても良いと思います。

【会長】

参加者の立場としても事例はあったほうが良いとのことですね。各委員 20 分程度で、導入部分から入って、その後事例を中心としたお話という流れでよろしいでしょうか。

導入部分は、前回と基本的な内容は変えずに、最近の情報を入れたほうがよろしいでしょうか。

【事務局】

制度の一般的な情報は皆さんが気になる場所なので、既に作っていただいている資料をベースに、今の法改正の動きを少し足していただくというのが、一番スムーズかと思います。

【委員】

前回欲張り過ぎて、全体の流れが悪くなってしまったところもあるので、もう少しまとめたうえで、法改正の部分や、この 4 月から定期報告の書式が変わったことを少し入れることができると思います。時間は、あまり短くても抽象的になってしまうと思いますが、事例紹介が好評であれば、15 分ぐらいでまとめたいと思います。

【会長】

それでは、導入部分は後見制度のあらましと、最近の動きを 15 分程度でお話ししていただき、それを受けてというか、3 人の委員から事例を含めて、こんな活動をしていますという発表をしていただくということによろしいでしょうか。

事例は「障害」、「高齢」とそれぞれ必要で、お一人 20 分を上限にして、質疑応答の時間でもう少し突っ込んだ、深掘りできる質疑応答ができると、さらに良いかと思います。

分担は完全に決める必要がありますか。

【事務局】

高齢と障害の両方は必要ですが、各委員からの事例の最初の発表は、1 例または 2 例どちらでも、お任せしたいと思います。発表に対する質問の回答を、高齢であれ、障害であれ各職種の方から一言ずつコメントをいただくと、4 職種の特徴をわかりやすく示すことが

できると思います。

【事務局】

事例発表をしていただく前段の自己紹介の際に、一般的な各専門職の職種の特徴を一言お話しいただければと思います。それを踏まえて、ご自身の職種の特徴をお示しできるような事例の紹介という流れで良いかと思っております。

【会長】

大筋としては、4人の委員で導入、高齢の事例、障害の事例を分担していただく、ということで、今後詳細を詰めていただければと思います。

（４）制度見直しの動きについて

○事務局説明（資料５）

（省略）

【会長】

民法と社会福祉法の改正という形で、制度がこれから大きく変わろうとしています。

この協議会も中核機関のもとで行われるネットワーク連絡協議会ですが、中核機関が法律に明文化され権限ややらなければいけないことが明らかになり、よりフォーマルな立場になると思います。

これからパブリックコメントで、施行時期はまだわかりませんが、今早急に検討されているのだと思います。

これに関連して情報などありますか。

【委員】

今年度から、家庭裁判所への報告の様式が変わりました。意思決定支援に関する後見業務の報告欄が新設されて、項目が細分化され、実施したことをチェックする形になっています。

4月からなので、まだ事例が十分集積されていないのですが、身上保護の活動は、本来行っているものと、プラスして後見業務とは少し外れるようなことも対応したりしますが、それが基礎報酬になるのか付加報酬になるのかがまだ明らかになっていないことと、どこまで詳しく報告をすれば良いのかがまだ読めないで、今のところ報告書作成の負担がかなり増えてしまっているところです。

【委員】

補足として、後見事務を行う上で、本人の意思をどう確認したか、その確認の方法、面談の頻度など、そういったことまで報告を求められるようになりました。

【委員】

報酬付与の申立についても事務量が確実に増えています。今までなら提出しなくても良かった資料もかなり事細かく求められるようになりました。4月以降に提出した報酬付与申立の審判がおりないので、どのような評価がされるのかわからないのですが、確実に事務負担は増えたと思います。

ただ逆に言うと、それは被後見人の立場に沿った報告内容になっているかなと。今までは後見人がある程度勘案して、本人との話だけで決めていたようなことでも、必ず支援者の意見を聞いたか、どういうふうな決め方をしたかについて報告を求める内容になりました。

【委員】

今後、報酬の基準が、財産額だけではなく後見人の業務実績を細かく報告させ、その内容を反映することを想定した書式に変わったのかな、ということと、報酬付与の申立の審判書がなかなか来ないので、裁判所の事務量も増えたのかなという印象です。

【会長】

裁判所が求める報告もこの4月から既に変わり、裁判所も新情報を重視するようになったということですね。その延長線上に、今後改革を進めていくと思います。

「学習会・相談会」ではそういった部分にも少し触れていただいたほうが良いと思います。

5 その他

【委員】

相談会は事例を交えていただくと、イメージがしやすいと思います。そもそも関心を寄せる方が出席、参加されるものだと思いますが、中には、市民後見人として活動したいと考えている方がいらっしゃるのかもしれないので、そういう事例があると、今後の参考になるのかと思います。

【委員】

私は障害がある方を支援しており、成年後見制度の利用について障害のある子どもの親から「親なき後」の子どもの生活について相談をいただくことが多いのですが、最近、親の認知力が低下し、子どもの将来を考える前に、親に支援が必要ではと思う事例が増えてきています。支援を必要とする方の幅が広がってきていると感じます。

【委員】

福祉総合相談窓口では、制度の説明のご理解が難しく、時間をかけて丁寧に対応しなくてはいけない方も多くいらっしゃいます。

そういう方は、学習会などの説明では言葉が入っていかないと思いますので、個別相談でゆっくり相談ができると良いと思います。

【委員】

学習会・相談会の参加者の募集について、個別相談の予約者に、事前ヒアリングシートを作っているのでしょうか。

また、学習会の参加者に、申込受付の際に、興味があつて聞いてみたいことをあらかじめ聞くことは可能ですか。

そうすると、事前に専門職の委員にフィードバックできると思います。

【事務局】

電話またはインターネットでの申込受付の際に、個別相談の希望を聞いています。

ヒアリングシートがあれば相談者の意向に対応しやすくなると思いますが、相談者や事務局が事前に作業をするのも難しいので、やはり学習会がメインで、相談会は本格的な個別相談の導入として実施していければと思います。

【委員】

武蔵野市内に限らず、今後、高齢者の数、割合が非常に増えていきます。その中でも、身寄りのない方の割合が増えるので、成年後見制度の周知の重要性を改めて感じました。

【委員】

業務において、明らかに昨年度よりも今年度のほうが、成年後見制度に関する案件が増えています。統計的にも後見の利用が多くなっている中で、私たち職員がしっかり学び、この制度自体を知っておくことが非常に大事だと感じています。

「親なき後」の場合もありますし、親族からの経済的な搾取という事例もありました。

対応するに当たっては、この協議会の構成機関と連携していかなければならないと感じています。

【委員】

最近、ケアマネジャー対象に、成年後見人とのつなぎ方や、相談すべき内容について研修が実施されたところです。

研修では、仕事の中で成年後見制度に関わることが少ないので、いつの間にか詳細を忘れてしまうという声がありました。

ただ、ケアマネジャーも非常に興味を持っている分野だと思いますので、専門家の方々の事例を聞くことで、制度への理解を深めて、スムーズなつなぎ方を検討することができると思いますので、こういった相談会や学習会が広く周知されやすい、把握しやすい状況が作れると良いと思います。

【委員】

先日、社会福祉法人武蔵野の広報誌で「成年後見制度について」という特集があり、とてもわかりやすかったです。

その広報誌は民生委員全員に配布されていますので、これをきっかけに、研修などができたらと思いました。

【会長】

制度が動いている状況ですので、今後も新しい情報をチェックしていきたいと思います。一般市民の方、それから当事者、家族への周知も必要ですが、今後はチームで支援していくことからすれば、支援者向けの研修も非常に重要だと思います。

現在の制度では一度成年後見に入ると、亡くなるまでそのままですが、それを一時的なものにすると、いったん後見人がついた後でも、後見人がつかなくなる場合もある。そうすると周りの支援者がまた見ることになります。成年後見制度が柔軟な形になると、その周りの支援者も柔軟に対応しなければならない。これは、当事者のために周りの関係機関がしっかりと注目していくということにつながると思います。

次回は3月です。そこで本年度の事業の振り返りを行いますのでよろしくお願いします。

閉会